

区民会議提言書（小項目）と「譲れない項目」の関係整理

- ・ 下線付き明朝文字は、「譲れない項目」が直接、提言されている小項目
- ・ 斜文字は、「譲れない項目」が間接的に提言されている小項目
- ・ 付き数字ゴシック文字は、「譲れない項目」

- 1 区民による区民のための区政に向けて ~ 参画・協働 ~

- 1 (1) 「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、それを盛り込んだ区政の運営原則を確立する

- 1 (6) 多様な主体との協働・役割分担

区は、「参画・協働」の哲学・理念やその推進を図る制度を明記し、自治の原則を確立するために、新宿区の憲法とも言える「(仮)自治基本条例」を区民と共に制定する。

- 1 (2) 区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する

- 1 (5) 協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する

区は、区民が区民会議の提言活動を生かして区の施策・事業全般についての“計画・実施・評価・改善”の各段階に参画できる仕組みをつくる。特に「評価」には、たとえば基本構想・基本計画の進捗のチェックや協働事業の評価などを含む。

- 1 (3) 参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる

区は、地区協議会が新しい自治を育む組織であることを改めて認識し、地域の自治組織となるべくサポートする。特に、既存組織（町会・自治会）と新組織（NPO・ボランティア団体など）が協働していくための土壌作りを特別出張所の重要な役割と位置づける。

- 1 (4) 協働を推進するため、NPO などへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする

区は、協働の意義・必要性を明確化・体系化し、区民・NPO等団体、事業者、ボランティア、行政の役割と責任を明記し、主要な協働の仕組みを規定するために、「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」を区民と共に制定する。

- 1 (8) 行政の体質改善・意識改革を図る

- 1 (7) 行政の組織体制を整備する

「新しい自治をつくる」ためには行政の役割は重要である。そのために、区は職員の能力と資質を磨き、区民の政府にふさわしい政策形成能力を持つ人材を育てる研修システムと、需要に応じた配置転換を行える人事システムをつくる。

I - 2 都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～

I - 2 (1) 地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する

区は、情報伝達方法の改善を図り、幅広く地域市民活動団体によるネットワークを活用し、区民と協働して情報の共有・伝達方法を根本的に見直し、実施する。

I - 2 (2) コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる

区は、地域に根ざした自治をつくるために、「都市内分権」を推進し、「地区協議会活動推進費」の重点的な予算付けを行い、コミュニティ活動の活性化を促すことで、自主性と連帯性を強める新たな都市型コミュニティを構築する。

I - 2 (3) コミュニティ活動推進人材の育成と確保

新たな都市型コミュニティの推進・活性化に寄与する「コミュニティ・プロデューサー」を区と区民が協働して発掘、育成する。

I - 2 (4) コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進

区は、コミュニティ活動が推進されるよう、小学校など公共のスペース、民間施設の有効利用(借り上げや家賃補助)などの活用環境整備を更に進める。

- 3 自分たちのまちは自分たちでつくる ～自治権の拡充に向けて～

- 3 (3) 自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する

- 3 (1) 区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる

区と区民は、自治運営の基本原則を区民の総意として確認し、「自治基本条例」を制定する。

区は、地区協議会の役割を自治基本条例により明確にいちづけ、地区協議会が機能的に活動できるように支援を充実させる。

区は、情報開示の原則の徹底と情報発信の内容と質の向上に努める。

- 3 (2) 参加の仕組みを拡充し制度化する

区は、広く一般の区民が参加できた「区民会議」の仕組みを条例化し、この様な場で将来の自治を担う区民を育成する。

区は、区民が政策の立案・実施・評価・改善の各段階に参画可能な仕組みをつくり、また区民も従来の陳情・要望的な活動からの脱却を図る。

譲れない項目にない小項目

- 3 (4) 自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立

- 3 (5) 広域的な都市課題への対応